

平成26年度 やまなし女性の知恵委員会 提案反映状況一覧表
「大切な人たちを守るために」

< 反映状況表示の説明 >

- = 提案内容が計画等に反映されたもの
- = 提案内容に関連した内容が計画などに反映されたもの
- = これまで記載(実施)されていて、来年度も事業などが継続されるもの

| 提案の項目 | 提案内容 | 反映 | | | |
|---------|--|-------|----|----|--|
| | | 計画・指針 | 事業 | 状況 | 詳細 |
| 防災意識の啓発 | 1 テレビCMやポスター掲示、パンフレット配布、SNS(ソーシャル ネットワーキング サービスの略)、Daisy(デジタル録音図書を製作するための仕様およびシステムのこと)の活用など、様々な機会や手段を用いて、易しくわかりやすい内容で防災への意識啓発を行う。 | | | | <p>・地域防災計画第2編第2章災害予防計画第2節1-(1)~(8) (- 1、2再掲)</p> <p>第2節 防災知識の普及・教育及び防災訓練</p> <p>1 防災知識の普及・教育</p> <p>防災に携わる職員の資質を高めるため、また、災害に際しては、住民自らが主体的に判断し、行動できることが重要であることから、住民の各種災害に対する認識を深めるため、県、市町村、防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者(災害対策基本法第47条第1項に規定する災害予防責任者)は防災知識の普及・教育の実施に努めるものとする。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>(1)防災関係機関の職員に対する防災知識の普及・教育(略)</p> <p>(2)住民等に対する防災知識の普及</p> <p>ア 広報紙の活用(ハローページに「レッドページ」の掲載)</p> <p>イ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用</p> <p>ウ 社会教育の場の活用</p> <p>エ 県立防災安全センターの活用</p> <p>オ ハザードマップなど、防災関係資料の作成、配布</p> <p>カ 防災ビデオ等の貸し出し</p> <p>キ 防災・気象情報のインターネットへの配信</p> <p>ク ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信</p> <p>(3)幼児・児童・生徒等に対する教育(略)</p> <p>(4)自動車運転者等に対する防災教育(略)</p> <p>(5)防災上重要な施設の管理者等に対する教育(略)</p> <p>(6)普及内容(略)</p> <p>(7)県立防災安全センターによる防災知識の普及(略)</p> <p>(8)企業防災の促進(略)</p> |
| | 2 異なる環境や年齢などに合わせて、必要な知識付与や意識啓発を図る。 ・子育て支援講座などで、乳幼児のための防災対策などについても同時に周知する。 ・企業などでは朝礼などを利用して非常時の対応の周知や確認を行い、職員の意識啓発を行う。 ・外国人向けの緊急時のガイドブックなどを地域のコミュニティやイベントなどを通じて広く配布し対応を周知する。 | | | | <p>・地域防災計画第2編第2章災害予防計画第12節2</p> <p>第12節 要配慮者対策の推進</p> <p>2 外国人及び観光客対策</p> <p>災害に対して知識が乏しくかつ日本語の理解も十分でない外国人や地理に不案内な観光客に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及を図る。また、被災外国人や観光客に適切に対応できるよう、対応マニュアル等の整備を図る。</p> |
| | | | | | <p>・国際交流課「災害ガイドブック」</p> <p>7カ国語(英語、韓国語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語)の災害ガイドブックを県や国際交流協会HPにアップし、各市町村へも配布している。国際交流協会が実施する外国人住民地域防災力向上事業「災害時通訳ボランティアセミナー & 災害時における外国人住民キーパーソンの役割」「外国人住民のための「避難所体験」」などに活用している。</p> |
| | | | | | <p>・国際交流課「外国人旅行者への災害時対応マニュアル」を作成(H27.2発行)</p> <p>外国人旅行者の増加が見込まれることから、本県を訪れる外国人旅行者が安心して旅行できるよう受け入れ体制の充実を図るため、「外国人旅行者への災害時対応マニュアル」(英語、中国語、タイ語)を作成し、県内全ての宿泊施設や観光協会、市町村に配布。県HPにもアップし、各種研修等での活用を促していく。</p> |

| 提案の項目 | 提案内容 | 反映 | | | |
|----------|---|-------|----|----|--|
| | | 計画・指針 | 事業 | 状況 | 詳細 |
| | 3 県や市町村が自主防災組織を支援し、自主防災組織が組単位の支援をするなど、防災の知識や取組を地域に浸透させる縦の連携を強化する。 | | | | ・地域防災計画第2編第2章災害予防計画第2節2-(1) (-1再掲) 第2節 防災知識の普及・教育及び防災訓練 2 防災訓練の実施 (1)県は、市町村、 <u>学校、自主防災組織</u> 及び、 <u>その他</u> 防災関係機関等と合同して、次により総合訓練を実施する。(以下略) イ 実施内容 関係機関と協議により、その都度要綱を定めて実施する。 <u>なお、出来るだけ多くの機関が参加する訓練とする。</u> |
| 防災意識の啓発 | 3 県や市町村が自主防災組織を支援し、自主防災組織が組単位の支援をするなど、防災の知識や取組を地域に浸透させる縦の連携を強化する。 | | | | ・地域防災計画第2編第2章災害予防計画第1節4-(3)-ア 第1節 防災組織の充実 4 自主防災組織 (4)県及び市町村の指導 県及び市町村は、(中略)自主防災組織指導者の知識・技能の向上に努め、組織の中心となる人材の育成を図る。その際、女性の参画に努めるとともに、 <u>研修等については、男女共同参画の視点から災害対応について理解を深める内容とする。</u> |
| 女性の参画の促進 | 1 県や市町村の防災会議における女性委員の割合を高める。 ・医療、福祉、教育分野などの専門性の高い職業に従事する女性の登用の推進 | | | | ・地域防災計画第2編第2章災害予防計画第1節1-(1)-ウ 第1節 防災組織の充実 1 県の防災組織 (1)ウ <u>防災対策に男女共同参画の視点を反映するため、女性委員の積極的な登用を推進する。</u> |
| | 2 地域においては、自主防災組織などへの女性の参画を促進し、意思決定の場での女性の参画割合を高める。 ・女性の防災士や消防団員の養成の促進 ・男女それぞれを自主防災組織の指導的立場におくなどの組織作りの推進 | | | | ・地域防災計画第2編第2章災害予防計画第4節1-(1)-ア(ア) 第4節 消防予防計画 1 消防力の充実強化 ア 自治体消防力等の充実強化 (1)自治体消防力の充実強化 (ア)消防組織の充実強化 市町村は消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図るものとする。(中略) <u>その際、女性消防団員についても、その能力が発揮出来るような環境整備に配慮する。</u> |
| | | | | | ・地域防災計画第2編第2章災害予防計画第1節4-(3)-ア 第1節 防災組織の充実 4 自主防災組織 (3)組織の編成及び活動 自主防災組織は、組織や地域の状況に応じた規約を作成する(中略) ア 各組織の規約の定めるところによるが、例示すると次のとおりである。なお、自主防災組織を編成する際には、女性の参画の促進に努め、 <u>特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないように配慮するなど、男女共同参画の視点を重視するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図ることとする。</u> |
| 身近な防災計画に | 1 家庭での防災対策の取組の促進と普及 ・チェックリストなどを作成、活用する。 | | | | ・防災危機管理課「防災対策実践啓発事業費」 <u>H26年度わが家の防災・防犯啓発事業</u> <u>配布するリーフレットにチェックリストを掲載</u> |
| | 2 災害時要援護者に対し、実際に支援する人をあらかじめ決めておくなどの一人一人の支援計画を作成するといった具体策や、地域の実情に合わせた対策の記載 | | | | ・地域防災計画第2編第2章災害予防計画第12節1-(2)-イ 第12節 要配慮者対策の推進 1 高齢者・障害者等の要配慮者対策 (2)プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導体制の確立 イ 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、 <u>地域の实情に合わせた個別計画</u> を作成するものとする。 |
| | 3 企業などでは、BCP(業務継続計画)だけでなく、被災した従業員や利用者などに対する支援、男女共同参画の視点や地域との連携も取り入れた防災計画を策定する。 | | | | ・地域防災計画第2編第2章災害予防計画第2節1-(8) 第2節 防災知識の普及・教育及び防災訓練 1 防災知識の普及・教育 (8)企業は、災害時における企業の果たす役割(従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、 <u>男女共同参画の視点を重視した対応等</u>)を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画(BCP)の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、業務継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者など災害応急対策等にかかる業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。(以下略) |

| 提案の項目 | 提案内容 | 反映 | | | |
|-------|--|-------|----|----|--|
| | | 計画・指針 | 事業 | 状況 | 詳細 |
| | 4 一日も早い生活の安定と、速やかな復興のため、男女共同参画の視点を取り入れた復興計画の策定 | | | | ・地域防災計画第2編第4章災害復旧・復興対策 <u>「なお、復興計画の作成にあたっては、男女共同参画の視点を生かしたものとする。」</u> |

| 提案の項目 | 提案内容 | 反映 | | | |
|--------------|---|-------|----|----|---|
| | | 計画・指針 | 事業 | 状況 | 詳細 |
| 日頃からの備えの充実 | 1 家族一人一人の状況に合わせた備えを促進する。 ・チェックリストなどを用いて家族一人一人に必要な備蓄を行ったり、緊急時の連絡方法や災害情報の入手方法などの確認を行う。 | | | | ・防災危機管理課「防災対策実践啓発事業費」 H26年度わが家の防災・防犯啓発事業 配布するリーフレットにチェックリストを掲載 |
| | 2 外国人や障害のある人、旅行者、帰宅困難者などにわかりやすい避難経路などの表示(ユニバーサルデザイン)の推進 | | | | ・やまなしユニバーサルデザイン基本指針 第2章 やまなしのユニバーサルデザイン 第3節 ユニバーサルデザインの取り組み 3 サービス・情報づくり <現状と課題> 交通手段の発達や情報通信技術の進展、社会参加の意識の高まりなどで、人々の交流が活発になっています。誰もがいきいきと暮らすことができる社会をつくるためには、利用者の視点に立ったサービスや情報の提供が必要です。 例えば、トイレの場所や施設・設備の使い方について、図画や動画、字幕、音声などを状況に合わせて利用し、誰にでも分かるような形で表示したりするなど、分かりやすいサービスや情報伝達に心がけ、年齢・性別・地域・言語などによる利用の困難さを減らしていく工夫が大切です。 <具体例> 手話通訳サービス、音声ガイドシステム、文字サイズや画面デザイン等が変更可能なホームページ、ピクトグラムや点字・音声ガイド機能等が備わった案内板 など |
| | 3 災害時に必要な公的サービスを受けられるよう、情報提供のための窓口の明確化や、相談体制の整備の促進 ・相談窓口の一覧表の作成・普及 | | | | ・地域防災計画第2編第3章災害応急対策第2節4-(1)-オ 第2節 災害関係情報の受伝達 4 災害広報 (1) 県による広報 オ 住民からの問い合わせ等に対する対応 県、市町村等は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する(中略)体制に整備を図る。住民等からの情報ニーズを見極め、必要な情報の収集・整理を行う。また県は、 <u>各種問い合わせに対し、遅滞なく対応し、県で対応できないものについては、最適に対応できる相談窓口機関につなぐことの出来る体制を整備する。</u> |
| | 4 地元の災害ボランティアを養成し、災害時に効率よく派遣するため、県と市町村、近隣の市町村間の連携を強化し、機能する組織を作る。 | | | | ・地域防災計画第2編第2章災害予防計画第14節 第14節 <u>災害ボランティア支援体制の整備</u> 1 県及び日本赤十字社山梨県支部は、 <u>効果的な防災対策を推進する上で大きな役割を果たすことができる災害ボランティアの育成に努めるものとする。</u> 2 県は(中略)地域のボランティア団体等を支援し(中略)災害対策の推進を図る。また、 <u>平時からボランティアの受け入れ調整等について、市町村等との連携を強化していく。県は、土砂災害に特化した組織である、砂防ボランティアの活動を支援するとともに、土砂災害危険箇所の点検などを行い、災害対策を推進する。</u> |
| 防災教育・防災訓練の充実 | 1 学校や地域の行事などと関連づけて、子どもや若者などを始め、多くの住民が防災訓練に参加できるような工夫をする。 | | | | ・地域防災計画第2編第2章災害予防計画第2節2-(1) (-3 再掲) 第2節 防災知識の普及・教育及び防災訓練 2 防災訓練の実施 (1) 総合訓練 県は、市町村、 <u>学校、自主防災組織</u> 及び、 <u>その他</u> 防災関係機関等と合同して、次により総合訓練を実施する。(以下略) |
| | 2 学校での防災訓練は、保護者や地域を巻き込み、引き渡し方法や避難経路の確認などにDIGを用いるなどして実践的に訓練を行う。 | | | | ・地域防災計画第2編第2章災害予防計画第2節1-(3) (-3 再掲) 第2節 防災知識の普及・教育及び防災訓練 1 防災知識の普及・教育(3)幼児、児童、生徒等に対する教育 災害予防責任者は、 <u>幼児、児童、生徒等に対し、災害に関する過去の教訓を生かした実践的な防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。</u> |
| | | | | | ・義務教育課「実践的防災教育推進事業」 * 昭和町 押原中学校での取組 昭和町で「実践的防災教育推進会議」を開催し、押原中学校の生徒が行ったDIGの成果を自治会の区長などに向けて発表して、危険箇所など地域の防災対策の参考になる情報を提供した。 |

| 提案の項目 | 提案内容 | 反映 | | | |
|--------------|--|-------|----|--------------|--|
| | | 計画・指針 | 事業 | 状況 | 詳細 |
| | 3 幼い頃からの防災教育が重要であり、中学生・高校生などは災害時に支援者にもなり得るので、防災教育にHUGを取り入れるなど、地域を支える側としての教育も行う。 | | | | ・地域防災計画第2編第2章災害予防計画第2節1-(3) (- 2 再掲) 第2節 防災知識の普及・教育及び防災訓練 1 防災知識の普及・教育(3)幼児、児童、生徒等に対する教育 災害予防責任者は、幼児、児童、生徒等に対し、 <u>災害に関する過去の教訓を生かした</u> 実践的な防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。 |
| 防災教育・防災訓練の充実 | 4 幼い頃からの防災教育が重要であり、中学生・高校生などは災害時に支援者にもなり得るので、防災教育にHUGを取り入れるなど、地域を支える側としての教育も行う。 | | | | ・高校教育課「実践的防災教育推進事業」 *上野原高校での取組(予定) H27年度の事業実施予定校である県立上野原高校でもHUGを取り入れ、防災教育研究を行う。 |
| 避難所運営対策の強化 | 1 地域、学校、行政で連携し、協議会などを立ち上げて避難所運営マニュアルなどを作成しておく。 | | | | ・山梨県学校防災指針 学校の災害対策編 第1章 7避難所運営計画の作成 H26年度に甲府市(企画部危機管理室)及び地域の自治会と連携し、甲府市内の県立高校5校(甲府西高校は作成済・中央高校、支援学校は除く)で避難所運営マニュアルを改定した。 |
| | 2 女性や高齢者、障害のある人が意思決定に参画できる避難所の体制作りを行い、避難所運営の責任者に男性と女性両方を配置してお互いの意見が取り入れられる環境にする。 | | | | ・地域防災計画第2編第3章災害応急対応第11節1-(3)-オ 第11節 避難対策 (3)市町村の避難計画 オ 避難所の運営管理 (略) <u>女性や高齢者等、要配慮者が意思決定に参画できる体制とし、避難所運営の責任者に男女双方を配置し、お互いの意見が取り入れられる体制とする。</u> |
| | 3 避難所生活を体験できる訓練などを地域で行い、備蓄品を始め備えの充実を図る。 | | | | ・地域防災計画第2編第2章災害予防計画第1節4-(2) 第1節 防災組織の充実 4 自主防災組織 (2)住民の責務 地域住民は、地域の防災訓練への参加や、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄など自発的な防災活動に努めるものとする。 <u>その際、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した対応を行うよう努めるものとする。</u> |
| | 合計 (提案数 = 19件) | 21 | 6 | 14 8 5 | 重複… - 1と - 2、 - 3と - 1、 - 2と - 3 3件 |